

ピンネ農業公社新規就農者等支援事業

対象者区分	新規参入者 (A) ※50歳以下の者	農業後継者以外の者で、知事の認定就農者認定を受けた者、又は公社が認めた就農計画に基づき研修を終了し就農する50歳以下の者
	農業後継者 (B)	3親等内の親族のもと就農する者で、就農計画書を提出し、公社が認定した50歳以下の者
	就農予定者 (C)	就農希望者で公社に研修計画書を提出し、公社が認定した50歳以下の者
	農業法人職員 (D)	農地所有適格法人に新規に採用された職員
	新規農業法人 (E)	2戸以上の販売農業者が構成員又は社員として参画する農地所有適格法人

支援内容

支援の種類	支援内容	助成額	対象者区分	期間
就農進学支援	北海道農業大学校等に進学するとき	1万円/月	C	4年間
就農技術支援	受入指導農業者のもので研修するとき	5万円/月	C	3年間
短期研修支援	就農後3年以内に北海道農業大学校で宿泊研修を受けるとき	5万円 (1ヶ研修あたり)	A・B・D	就農後3年以内
住宅賃借料支援	研修期間中及び就農後1年以上居住する場合の家賃補助	家賃の1/2又は1万5千円以内/月	A・B・C	2年間
免許取得支援	大型特殊、牽引、フォークリフトの免許取得費用の助成	取得費の1/3 (上限10万円)	A・B・C・D	研修期間中から就農後3年目まで
農用地取得保証料支援	農地を取得するための資金の借入残高に対する債務保証料	(個人) 10万4千円/年 (上限)	A・B	5年間
		(法人) 345千円 (上限)	E	5年間
農業施設等保証料支援	農業機械・施設等を取得するための資金の借入残高に対する債務保証料の助成	6万9千円/年 (上限)	A	5年間
就農生活支援	就農初年の生計維持費	1人世帯5万円/月 2人以上10万円/月	A	就農後1年間
農用地賃借料支援	農業経営基盤強化法による賃借料の助成	(個人) 賃借料年額の1/2 (上限20万)	A	就農後5年間
		(法人) 年額の1/2 (上限50万)	E	設立後3年間
住宅確保支援	住宅 (中古含む) の購入、住宅の新築及び世帯分離とみなされる増改築を行うときの支援	要した費用の1/2 (上限50万)	A・B	就農後5年以内
農業法人参画支援	新規就農者が法人に出資し構成員となる時	出資額の1/2 (上限30万)	A・B	就農後5年以内
ふるさと就農支援	農業後継者が就農計画に基づく資機材費等の支出に対する支援金	上限100万	B	就農5年経過
受入指導農業者等支援	就農予定者の研修受入れ指導者に指導謝金を交付	1年以上の研修者4万円/月	—	3年間
新法人設立支援	2個以上の販売農業者が農業法人を設立するとき登記にかかる費用を助成	要した額の1/2 (上限15万円)	F	設立時のみ